［事例問題１］（５０点）

【問題】

問１　起案

原告訴訟代理人の立場に立って、別紙１（甲２、特許公報）及び別紙２（原告代表者（甲島太郎）の言い分①＜訴訟提起前＞）に基づいて、別紙３（訴状）の空欄１～２に記載すべき文章を起案してください。

さらに、別紙１（甲２、特許公報）、別紙４（答弁書）及び別紙５（原告代表者（甲島太郎）の言い分②＜答弁書受領後＞）に基づいて、別紙６（原告第１準備書面）の空欄３～８に記載すべき文章を起案してください。

※　本問は、別紙３（訴状）のみでなく、別紙６（原告第１準備書面）においても設問がありますから、注意してください。

なお、以下の注に留意してください。

注１　現在施行されている法令と現在存在する全ての判例に基づいて起案してください。

注２　甲１、乙１、乙２及び甲３の添付は、省略しています。

注３　弁護士費用及び弁理士費用は、請求しないものとします。

注４　遅延損害金の起算日は、訴状送達日の翌日からとしてください。

注５　空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

注６　この問題の事例は、架空の事案です。

問２　小問

（１）＜事案＞

平成２８年５月２６日（以下、日付は全て平成２８年とする。）、ＡはＹに対し、Ｘ保有の甲特許権を代金１０００万円で売却することをＡに委任する旨のＸ作成名義の５月２５日付の委任状（以下「本件委任状」という。）を提示した。６月１日、Ａは、Ｘの代理人として、Ｙとの間で、「ＸはＹに対しＸ保有の甲特許権を代金１０００万円で売却する。Ｙは、Ｘに対し、代金１０００万円を６月１５日までに支払う。Ｘは、Ｙに対し、代金１０００万円の受領後１０日以内に、甲特許権の移転登録に必要な書類を交付し、当該移転登録手続に協力する。」旨の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した。

上記事案を前提に、以下のア及びイの問いに解答（実定法上の根拠があればその条文も引用してください。）してください。なお、ア及びイはそれぞれ独立した設問です。

ア　上記事案において、真実は、ＸはＸ保有の甲特許権を売却することをＡに委任した事実はなく、本件委任状はＡがＸに無断で作成したものであった。Ｙは、６月６日に、ＡがＸに無断で作成した本件委任状を使ってＸの代理人としてＹとの間で本件売買契約を締結した事実を知った。代金が高すぎる契約を締結したことを後悔していたＹは、６月７日に、「Ａには本件売買契約を締結する代理権がなかったから、本件売買契約を取り消す。」との書面をＸに対して発送し、この書面は６月１０日にＸに配達された。また、Ｘも、６月６日に、ＡがＸに無断で作成した本件委任状を使ってＸの代理人としてＹとの間で本件売買契約を締結した事実を知った。相場よりも代金が高かったため、Ｘは、６月８日に、Ｙに対し、本件売買契約を追認する旨の書面を発送し、この書面は６月９日にＹに配達された。６月１６日に、ＸはＹに対し、本件売買契約に基づき代金１０００万円の請求をした。Ｘのこの請求が認められるか否かについて、その結論と根拠を解答してください。

イ　上記事案において、５月２５日に、Ｘは、Ｘ保有の甲特許権を代金１０００万円で売却することをＡに委任することとし、本件委任状を自ら作成してＡに交付していた。５月２６日に、Ａは本件委任状をＹに提示したので、ＹはＡから聞いたＸの電話番号に電話をし、委任の事実を確認したところ、ＸはＹに対し、本件委任状に記載のとおり甲特許権の売却をＡに委任した旨を話していた。

また、同５月２６日に、ＸはＡより、Ａが本件委任状をＹに提示し、Ｙとの間で甲特許権売却に関する交渉を始めた旨の報告を受けていた。しかし、５月２７日に、ＸとＡの関係が悪くなり、Ｘは、Ａに対し、甲特許権売却の代理人を解任する旨通告し、その旨の解任の書面もＡに交付し、かつ、Ａから本件委任状も回収した。しかし、Ａは、Ｘから解任された事実を秘して上記事案のとおり６月１日に本件売買契約を締結していた。

Ａが解任された事実を知らないＹは、６月１４日に、Ａから指定されていたＸ名義の銀行預金口座に、甲特許権の代金である１０００万円を送金して支払った。６月１５日に、Ｘ名義の銀行預金口座にＹからの１０００万円の送金の事実を知ったＸは、直ちにＡに問い合わせたところ、ＡがＹとの間で本件売買契約を締結していた事実を知った。Ｘは、同６月１５日に、Ｙに対し、「Ｘは５月２７日にＡを解任し、本件売買契約締結の時点ではＡには代理権がなかっ

たにもかかわらず、Ａは、本件売買契約の締結をＸに無断で行った。Ｘは甲特許権をＹに売却する意思は無く、１０００万円はＹに直ちに返却する。」旨の書面を発送し、この書面は６月１６日にＹに配達された。

甲特許権を必要としているＹは、６月２５日に、Ｘに対し、甲特許権のＹへの移転登録手続請求をした。Ｙのこの請求が認められるか否かについて、その結論と根拠を解答してください。

（２）＜事案＞

特許権Ｐを有する甲は、市場で「Ｑ」との製品名で販売されている製品を製造、販売している乙に対し、平成２６年２月２０日、特許権Ｐに基づき、当該製品の製造、販売の差止め及び提訴日までに甲が被った損害の賠償を求める特許権侵害行為差止等請求訴訟を提起した（以下「訴訟１」という。）。訴訟１において、甲は、請求の趣旨における差止めの対象とする製品を、「Ｑ」との製品名によることなく、被告製品目録に記載の構成によって特定した。

訴訟１は、平成２７年１月２６日に口頭弁論が終結し、同年３月１７日、同製品が特許権Ｐに係る発明（以下「特許発明Ｐ」という。）の構成要件Ｄを充足しないことを理由として、原告の請求をいずれも棄却する旨の判決（以下「本件判決」という。）がされた。同日、本件判決の正本が甲に送達されたが、甲は控訴せず、控訴期間の経過により同判決は確定した。

上記事案を前提に、以下のア及びイの問いに解答してください。なお、ア及びイはそれぞれ独立した設問です。

ア　上記事案において、本件判決の確定後である平成２７年５月、甲は、市場で「Ｒ」との製品名で販売されている製品を製造、販売している丙に対し、特許権Ｐに基づき、当該製品の製造、販売の差止めを求める特許権侵害行為差止請求訴訟を提起した（以下「訴訟２」という。）。訴訟２において、甲は、請求の趣旨における差止めを対象とする製品を、「Ｒ」との製品名によることなく、被告製品目録（本件判決の目録と同一）に記載の構成によって特定した。

しかしながら、丙は、平成２７年４月１０日に乙を吸収合併した上、「Ｑ」との製品名を「Ｒ」に変更し、構成はそのままにして製造、販売を継続したものであった。

この場合、丙の訴訟代理人の立場に立って、いかなる主張をするか。根拠とする民事訴訟法の条項を挙げ、簡潔に解答してください。ただし、乙を吸収合併消滅会社、丙を吸収合併存続株式会社とし、以下の会社法の規定に注意してください。

《会社法》

第２条第２７号

吸収合併　会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるものをいう。

第７５０条第１項

吸収合併存続株式会社は、効力発生日に、吸収合併消滅会社の権利義務を承継する。

イ　上記事案において、本件判決の確定後、甲は、平成２７年４月から同年８月までの間、乙が本件判決の被告製品目録の製品を製造、販売したことに対して、特許権Ｐに基づく損害賠償請求訴訟を同年９月に提起した（以下「訴訟３」という。）。特許発明Ｐの構成要件Ｄについて、訴訟１において、本件判決は、甲が主張した解釈を採用せず、甲の主張とは異なる解釈をして被告製品は構成要件Ｄを充足しないと判断したが、甲は、訴訟３においても、訴訟１で主張した構成要件Ｄの解釈を同様に繰り返して、被告製品が特許発明Ｐの技術的範囲に属すると主張した。

乙の訴訟代理人は、次のような主張をした場合、空欄ａに入る適切な法律用語を解答してください。また、空欄ｂに入る理由（根拠となる民事訴訟法の規定があれば引用してください。）を簡潔に解答してください。なお、空欄の大きさは、解答すべき内容及び分量と関係ありません。

「前訴（訴訟１）は特許権に基づく製品の製造、販売の差止めと一定期間の特許権侵害行為（製品の製造、販売）を対象とする損害の賠償を求める訴訟であり、本件訴訟（訴訟３）は他の期間の特許権侵害行為（製品の製造、販売）を対象とする損害の賠償を求める訴訟であって、［　ａ　］は異なる。また、本件訴訟は、前訴の口頭弁論終結時後の期間の損害賠償を請求するものである。

しかしながら、本件訴訟は、確定した前訴と同一の当事者間における同一特許権に基づく請求であり、対象である被告製品も同じであることからすれば、前訴判決の理由中において、被告製品が構成要件Ｄを充足しないと判断されているにもかかわらず、原告が本件訴訟で再び被告製品は構成要件Ｄを充足する旨の主張することは、以下の理由により許されない。［　　ｂ　　］」

（別紙１）
甲第２号証

(19)日本国特許庁（ＪＰ）　(12)**特　許　公　報**（Ｂ２）　(11)特許番号

特許第○○○○○○○号

(P○○○○○○○)

(45)発行日　平成17年○月○日(2005.○.○)　(24)登録日　平成17年4月 1日(2005.4.1)

(51) Int.Cl.　F1

（略）　（略）

請求項の数１（全４頁）

(21)出願番号	特願2000-000000 (P2000-000000)	(73)特許権者	000000000
(22)出願日	平成12年4月1日(2000.4.1)		甲島工業株式会社
(65)公開番号	特開2001-000000(P2001.000000A)		東京都江戸川区葛西○丁目○番○号
(43)公開日	平成13年10月 1日(2001.10.1)	(74)代理人	000000000
審査請求日	平成○○年○月○日(200○.○.○)		弁理士　乙山　一郎
		(72)発明者	○○　○○
			東京都江戸川区葛西○丁目○番○号
		審査官	○○　○○
			（略）

(54)【発明の名称】　温風暖房機

(57)【特許請求の範囲】

【請求項１】

液体燃料を気化させる気化器と、液体燃料の気化ガスと空気との予混合気を燃焼させるバーナーと、燃焼ガスと空気を混合させた温風を送風ファンにより水平面に対し下向きケース外へ吹き出す通路を形成する熱遮蔽板及びダクトとを備えた温風暖房機において、上記バーナーを垂直面に対し傾斜させたことを特徴とする温風暖房機。

【発明の詳細な説明】

【０００１】

【産業上の利用分野】

この発明は灯油などの液体燃料を燃焼させ、温風として吹き出す温風暖房機に関するものである。

【０００２】

【従来の技術】

従来の上述のような温風暖房機を第３図､第４図によって説明する｡これらの図において、１は灯油を入れるカートリッジタンク、２はカートリッジタンク１が着脱可能に載置される油受皿、３は油受皿２に吸込口側が接続されている電磁ポンプ、５は電磁ポンプ３の吐出口部と送油管４を通って接続されている気化器、６は気化器５の吹出口とスロート入口部が同一軸に配置されて接続されたバーナーであり、バーナー６は炎口を上方に向けて垂直に設置されている。８はバーナー６の炎口の周囲を包囲している熱遮蔽板７の周囲及び上面を取り囲んでいるダクトであり、熱遮蔽板７及びダクト８により温風を水平面に対し下向きに吹き出す通路を形成している。９はダクト８の後部に位置する入口部に配設された送風ファン、１０はダクト８の前部に位置する出口部に配設された整流板、１１は上述した各部材が内部に設けられたケースである。

【０００３】

次に、この温風暖房機の動作について説明する。カートリッジタンク１内から油受皿２に一定油面を保つように灯油が落下する。油受皿２内の灯油は、電磁ポンプ３の駆動によって油受皿２から送油管４を経て予め 200～300℃に加熱された気化器５に送り込まれる。気化器５に送り込まれた灯油は蒸発し、蒸気としてその吹出口から噴出し、空気を同伴してバーナー６内に送り込まれ、バーナー６内で灯油蒸気と空気が混合されて予混合気が形

成され、バーナー６の炎口から噴出して火炎を形成し燃焼ガスとなる。さらに、燃焼ガスは熱遮蔽板７内を上昇し、ケース１１内後部に設置された送風ファン９の駆動で送り込まれた空気と混合し、約 100℃程度の温風として、整流板１０を通りケース１１の前面から水平面に対し下向きに送風される。

【０００４】

【発明が解決しようとする問題点】

上述のような従来の温風暖房機は、温風をケース１１正面から下向きに吹き出させるために、カートリッジタンク１の前方に気化器５とバーナー６が設置されていると共に、熱遮蔽板７と整流板１０の間に温風が混合する空間を必要とするために、温風暖房機の奥行が長くなり、また奥行を短くすると気化器５の間口方向一側にカートリッジタンク１が配置されるために間口（幅）が広くなり、暖房機が大型化するという問題があった。

【０００５】

この発明は、上述説明したような従来のものの問題を解決して、奥行が短く小型な温風暖房機を簡単な構成で提供することを目的としている。

【０００６】

【問題点を解決するための手段】

この発明は、上述したような温風を水平面に対し下向きに吹き出す温風暖房機において、ケース内に設置されたバーナーを後向きに傾斜させたものである。

【０００７】

【作用】

この発明は、バーナーを後向きに傾斜させたことで、バーナーの炎口をケースの後側にずらすと共に、火炎も後傾することで、温風暖房機の間口を広くすることなく、奥行を短くして小型化を図ったものである。

【０００８】

【実施例】

以下、この発明の一実施例を第１図、第２図によって説明する。これらの図において、６は先端の炎口位置を後方にずらして垂直面に対し後向きに傾斜させたバーナーであり、バーナー６はスロート入口が気化器５の吹出口と同軸である。７はバーナー６の炎口の周囲を取り囲んだ熱遮蔽板であり、熱遮蔽板７は前面部７’が後向きに傾斜している。８は熱遮蔽板７を取り囲んだダクトであり、ダクト８は前面部８’が後向きに傾斜していると共に奥行が短くなっている。９はダクト８の入口部に配置してケース１１の後部に設けた送風ファンであり、ケース１１は奥行が短くなっている。なお、この実施例の上述した以外の構成は第３図、第４図に示す従来のものと同様であり、第１図、第２図中の第３図、第４図と同一符号は相当部分を示している。

【０００９】

次に、この実施例の温風暖房機の動作について説明する。カートリッジタンク１から落ちた灯油は油面が一定になるように油受皿２に貯えられる。油受皿２内の灯油は電磁ポンプ３の駆動によって送油管４を通り、200～300℃に加熱されている気化器５に送り込まれ、ここで蒸発する。蒸発した灯油蒸気は気化器５から噴出し空気を同伴してスロート入口部からバーナー６に流入する。流入した灯油蒸気と空気はバーナー６内で混合して予混合気を形成し、斜め後上方に炎口から吹き出して火炎を形成する。これによって生成した燃焼ガスは熱遮蔽板７内で空気とよく混合して上昇し、さらに送風ファン９の駆動によって送り込まれた空気とダクト８で混合し、スムーズに斜め下前方に流れ、整流板１０を経て約100℃の温風としてケース１１外に送風される。

【００１０】

なお、この実施例では電磁ポンプによって、送油し噴射することで灯油蒸気を作り、これと空気を同伴して予混合気を作る場合について述べたが、この発明は実施例の方法で予混合気を作る温風暖房機にも適用できる。

【００１１】

【発明の効果】

以上説明したように、この発明によれば、温風を水平面に対して下向きに吹き出す温風暖房機において、バーナーを垂直面に対し後向きに傾斜させるという簡単な手段により、間口が狭く奥行が短く小型であると共に、燃焼が良好なものを提供できるという効果が得られる。

【図面の簡単な説明】

【図１】この発明の一実施例による温風暖房機を示す側面断面図

【図２】同正面断面図

【図３】従来の温風暖房機を示す側面断面図

【図４】同正面断面図

【符号の説明】

５　気化器

６　バーナー

７　熱遮蔽板

８　ダクト

９　送風ファン

１１　ケース

なお、図中同一符号は同一または相当部分を示す。

【図１】

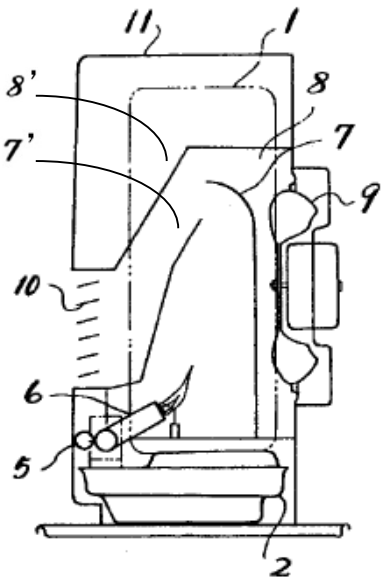

5　気化器
6　バーナー
7　熱遮蔽板
8　ダクト
9　送風ファン
11　ケース

【図２】

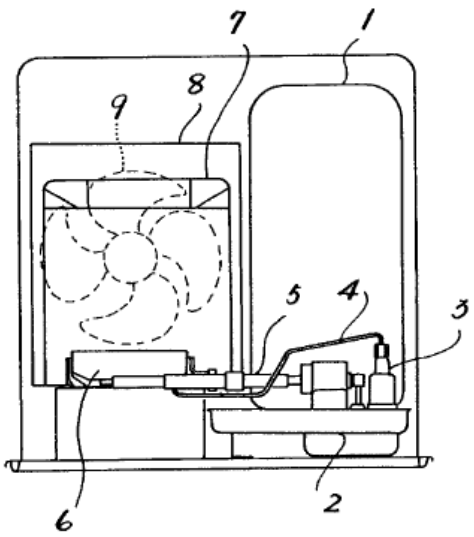

【図３】

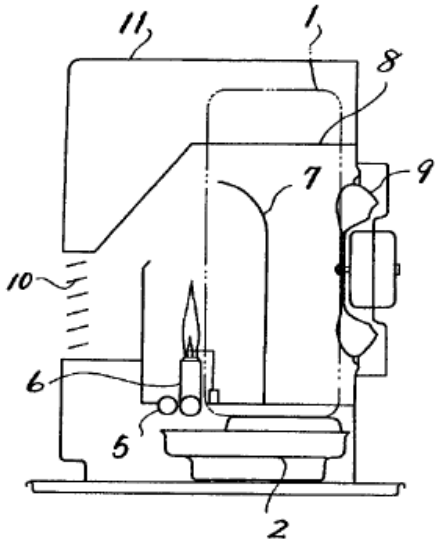

【図４】

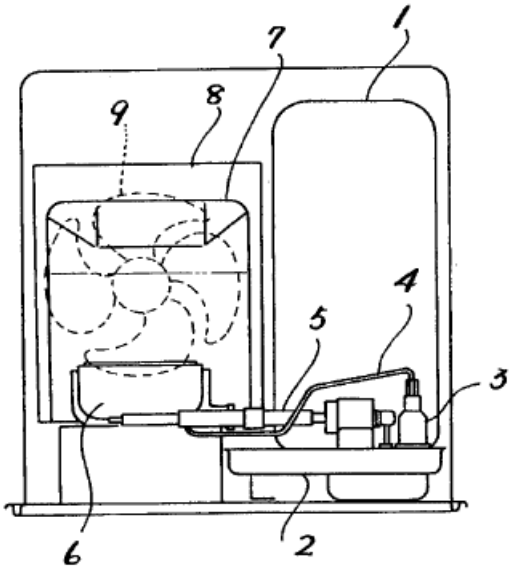

（別紙２）

原告代表者（甲島太郎）の言い分①＜訴訟提起前＞

１．私は、甲島工業株式会社の代表者です。
当社は、電気機器の製造販売等を業とする株式会社です。
本日は、当社の特許権がライバル会社に侵害されている件で相談に伺いました。

２．当社は、温風暖房機に関する発明を行って、平成１２年４月１日に特許出願し、平成１７年４月１日に特許登録されました（以下「本件特許権」といい、当該発明を「本件特許発明」といいます。）。本件特許権の内容は、持参した特許公報と特許登録原簿謄本を御覧ください。当社は、平成２５年から、本件特許発明の技術的範囲には属しませんが、株式会社丙川産業が製造、販売している温風暖房機（製品名：「ＡＢＣ」）と市場において競合する温風暖房機（製品名：「ＸＹＺ」）を製造、販売しています。

３．今般、株式会社丙川産業が、遅くとも平成２６年４月１日から、本件特許発明の技術的範囲に属する「ＡＢＣ」を製造、販売していることがわかりました。また、株式会社丙川産業は、営業活動の一環として「ＡＢＣ」を展示会で展示しています。
「ＡＢＣ」の販売開始以降、市場における競合品である当社の「ＸＹＺ」は、「ＡＢＣ」にシェアの一部を奪われてしまいましたので、当社は逸失利益の損害を被っております。
調査会社の報告によると、株式会社丙川産業の「ＡＢＣ」は、日本全国の直営店において展示されて１個２万円で販売されており、その利益率は少なくとも５０％であり、株式会社丙川産業が製造・販売している「ＡＢＣ」の数は、１年間に１万個を下回らないとのことです。
株式会社丙川産業による「ＡＢＣ」の製造等の行為を、できるだけ幅広く差し止めてください。また、「ＡＢＣ」の在庫も残らないように請求してください。
当社は、株式会社丙川産業に対し損害賠償金を請求することを希望しますが、当社の売上高や利益率は開示したくありません。株式会社丙川産業の利益を当社の損害額とする計算方法があると聞いていますので、損害額をそのように計算することを希望します。
遅延損害金の起算日については、訴状送達日の翌日からとしてください。
なお、弁護士費用・弁理士費用は、請求しなくて結構です。

以　上

（別紙３）

訴　　状

平成２８年４月１日

東京地方裁判所　民事部　御中

原告訴訟代理人　弁護士　甲　野　一　郎　印

同　　弁理士　乙　山　一　郎　印

〒○○○－○○○○

東京都江戸川区葛西○丁目○番○号

原　　告　　甲島工業株式会社

同代表者代表取締役　　甲　島　太　郎

〒○○○－○○○○

東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

甲野法律事務所（送達場所）

電　話　０３（○○○○）○○○○

ＦＡＸ　０３（○○○○）○○○○

原告訴訟代理人　弁護士　　甲　野　一　郎

〒○○○－○○○○

東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

乙山特許事務所

電　話　０３（○○○○）○○○○

ＦＡＸ　０３（○○○○）○○○○

原告訴訟代理人　弁理士　　乙　山　一　郎

〒○○○－○○○○

東京都八王子市旭町○丁目○番地

被　　告　　株式会社丙川産業

同代表者代表取締役　　丙　川　次　郎

特許権侵害差止等請求事件

訴訟物の価額　金　○○○○万円

貼用印紙額　　金　○○○○円

請　求　の　趣　旨

空欄１

との判決並びに仮執行宣言を求める。

請　求　の　原　因

第１　当事者

１　原告は、電気機器の製造販売等を業とする株式会社である。

２　被告は、電気機器の製造販売等を業とする株式会社である。

第２　原告の特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許を「本件特許」、その請求項１記載の発明を「本件特許発明」という。）を有する（甲１及び甲２）。

特許番号　　特許第○○○○○○○号

発明の名称　温風暖房機

出願日　　平成１２年４月１日（特願２０００－０００００）

公開日　　平成１３年１０月１日（特開２００１－０００００）

登録日　　平成１７年４月１日

第３　本件特許発明

１　特許請求の範囲

本件特許の特許請求の範囲の請求項１の記載は、以下のとおりである。

【請求項１】

「液体燃料を気化させる気化器と、液体燃料の気化ガスと空気との予混合気を燃焼させるバーナーと、燃焼ガスと空気を混合させた温風を送風ファンにより水平面に対し下向きケース外へ吹き出す通路を形成する熱遮蔽板及びダクトとを備えた温風暖房機において、上記バーナーを垂直面に対し傾斜させたことを特徴とする温風暖房機。」

２　構成要件への分説

本件特許発明を構成要件に分説すると、以下のとおりである（以下「構成要件Ａ」などという。）。

Ａ　液体燃料を気化させる気化器を備えていること

Ｂ　液体燃料の気化ガスと空気との予混合気を燃焼させるバーナーを備えていること

Ｃ　燃焼ガスと空気を混合させた温風を送風ファンにより水平面に対し下向きケース外へ吹き出す通路を形成する熱遮蔽板及びダクトとを備えていること

Ｄ　上記バーナーを垂直面に対し傾斜させていること

Ｅ　温風暖房機であること

３　本件特許発明

本件特許発明は、本件特許公報（甲２）の明細書中の発明の詳細な説明及び図面の記載によれば、以下のとおりである。

（１）〔産業上の利用分野〕

この発明は灯油などの液体燃料を燃焼させ、温風として吹き出す温風暖房機に関するものである（甲２、段落【０００１】）。

（２）〔発明が解決しようとする問題点〕

従来の温風暖房機は、温風をケース１１正面から下向きに吹き出させるために、カートリッジタンク１の前方に気化器５とバーナー６が設置されていると共に、熱遮蔽板７と整流板１０の間に温風が混合する空間を必要とするために、温風暖房機の奥行が長くなり、また奥行を短くすると気化器５の間口方向一側にカートリッジタンク１が配置されるために間口（幅）が広くなり、暖房機が大型化するという問題があった。

この発明は、奥行が短く小型な温風暖房機を簡単な構成で提供することを目的としている（甲２、段落【０００４】【０００５】）。

（３）〔問題点を解決するための手段〕

この発明は、上述したような温風を水平面に対し下向きに吹き出す温風暖房機において、ケース内に設置されたバーナーを後向きに傾斜させたものである（甲２、段落【０００６】）。

（４）〔作用〕

この発明は、バーナーを後向きに傾斜させたことで、バーナーの炎口をケースの後側にずらすと共に、火炎も後傾することで、温風暖房機の間口を広くすることなく、奥行を短くして小型化を図ったものである（甲２、段落【０００７】）。

（５）〔効果〕

この発明によれば、温風を水平面に対して下向きに吹き出す温風暖房機において、バーナーを後向きに傾斜させるという簡単な手段により、間口が狭く

奥行が短く小型であると共に、燃焼が良好なものを提供できるという効果が得られる（甲２、段落【００１１】）。

第４　被告の行為

●●●（省略）●●●

第５　被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属すること

１　被告製品の構成

被告製品の構成は、別紙被告製品説明書に記載のとおりである。

２　本件特許発明と被告製品の構成との対比

（１）構成要件Ａ（「液体燃料を気化させる気化器を備えていること」）の充足性

被告製品は、「液体燃料」に相当する灯油を気化させる気化器５を備えている（構成ａ）から、構成要件Ａを充足する。

（２）構成要件Ｂ（「液体燃料の気化ガスと空気との予混合気を燃焼させるバーナーを備えていること」）の充足性

被告製品は、気化された灯油と空気との混合ガスを燃焼させるバーナー６を備えているところ（構成ｂ）、気化された灯油と空気との混合ガスは「液体燃料の気化ガスと空気との予混合気」に相当するから、構成要件Ｂを充足する。

（３）構成要件Ｃ（「燃焼ガスと空気を混合させた温風を送風ファンにより水平面に対し下向きケース外へ吹き出す通路を形成する熱遮蔽板及びダクトとを備えていること」）の充足性

被告製品において、板状断熱材７及びダクト８により形成されている通路は、バーナー６で燃焼された混合ガスと空気を混合させた温風を、送風ファン９により水平面に対し下向きケース外へ吹き出すものであるところ（構成ｃ）、バーナーで燃焼された混合ガスは「燃焼ガス」に相当し、板状断熱

材７は「熱遮蔽板」に相当するから、構成要件Ｃを充足する。

（４）構成要件Ｄ（「上記バーナーを垂直面に対し傾斜させていること」）の充足性

被告製品は、バーナー６が垂直面に対し傾斜している（構成ｄ）から、構成要件Ｄを充足する。

（５）構成要件Ｅ（「温風暖房機であること」）の充足性

被告製品は、温風暖房機である（構成ｅ）から、構成要件Ｅを充足する。

３　被告製品が本件特許発明の作用効果を奏すること

被告製品は、温風を水平面に対して下向きに吹き出す温風暖房機において、バーナーを傾斜させるという簡単な手段により、間口が狭く奥行が短く小型であると共に、燃焼が良好なものを提供できるという効果が得られるから、本件特許発明と同一の作用効果を奏する。

４　小括

以上に述べたとおり、被告製品は、本件特許発明の構成要件Ａ～Ｅを充足し、本件特許発明の作用効果も奏するものであるから、本件特許発明の技術的範囲に属する。

第６　差止請求権等

●●●（省略）●●●

第７　損害賠償請求権

空欄２

よって、原告は、被告の本件特許権の侵害行為により受けた上記の損害額について、不法行為に基づく損害賠償請求権（民法７０９条、特許法１０２条２項）を有する。

第８　結語

●●●（省略）●●●

以　上

証　拠　方　法

原告証拠説明書（１）記載のとおり

添　付　書　類

１	訴状副本	１通
２	甲号証（甲１、甲２）写し	各１通
３	原告証拠説明書（１）	各１通
４	資格証明書	２通
５	訴訟委任状	２通
６	特定侵害訴訟代理業務付記証書写し	１通
７	訴額計算書	１通

（別紙）

被告製品目録

製品名　　温風暖房機「ＡＢＣ」

（別紙）

被告製品説明書

１．被告製品の構成

ａ　灯油を気化させる気化器５を備えている。

ｂ　気化された灯油と空気との混合ガスを燃焼させるバーナー６を備えている。

ｃ　板状断熱材７及びダクト８により形成されている通路は、バーナー６で燃焼された混合ガスと空気を混合させた温風を、送風ファン９により水平面に対し下向きケース１１外へ吹き出すものである。

ｄ　バーナー６が、垂直面に対し後向きに傾斜している。

ｅ　温風暖房機である。

２．被告製品の図面

第１図　側面断面図

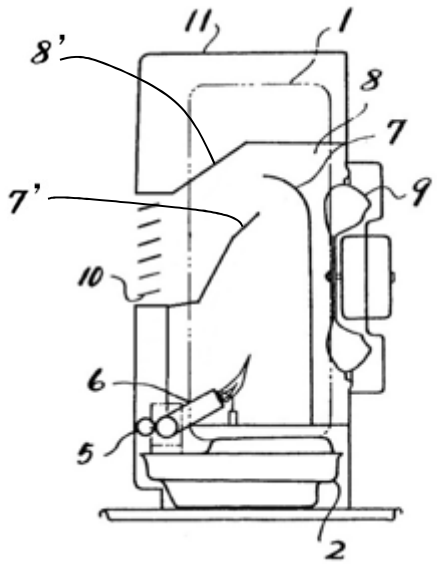

第２図　正面断面図

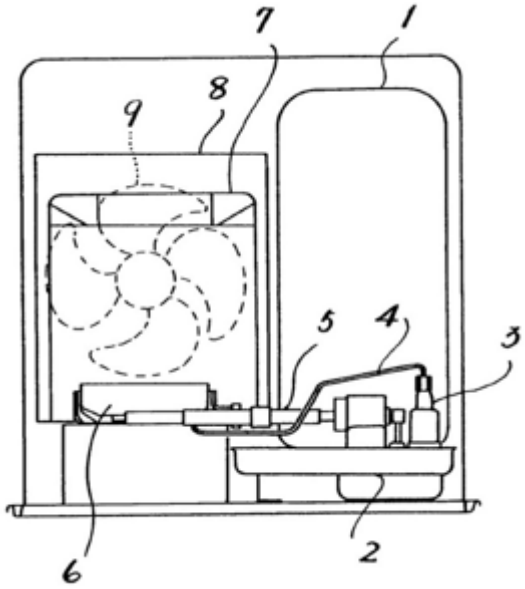

１…カートリッジタンク、２…油受皿、３…電磁ポンプ、４…送油管、５…気化器
６…バーナー、７…板状断熱材、７’…板状断熱材の前面部、８…ダクト、
８’…ダクトの前面部、９…送風ファン、10…整流板、11…ケース

（別紙４）

平成２８年（ワ）第○○○○○号　特許権侵害差止等請求事件　　副本直送済

原　告　　甲島工業株式会社

被　告　　株式会社丙川産業

答　弁　書

平成２８年５月２０日

東京地方裁判所民事第２９部　御中

〒○○○－○○○○　　東京都千代田区霞が関○丁目○番○号

戊原法律事務所（送達場所）

被告訴訟代理人　弁護士　戊　原　三　郎　印

電話　　０３－○○○○－○○○○

ＦＡＸ　０３－○○○○－○○○○

〒○○○－○○○○　　東京都港区虎ノ門○丁目○番○号

丁田特許事務所

被告訴訟代理人　弁理士　丁　田　花　子　印

電話　　０３－○○○○－○○○○

ＦＡＸ　０３－○○○○－○○○○

第１　請求の趣旨に対する答弁

１　原告の請求をいずれも棄却する。

２　訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第２　請求の原因に対する認否

１　請求の原因第１項（当事者）は、認める。

２　請求の原因第２項（原告の特許権）は、認める。

３　請求の原因第３項（本件特許発明）については、本件明細書（甲２）の請求項１及び発明の詳細な説明にそのような記載が存在することは認める。

４　請求の原因第４項（被告の行為）は、認める。

５　請求の原因第５項（被告製品が本件特許発明の技術的範囲に属すること）について

（１）１項（被告製品の構成）について

認める。ただし、被告製品説明書の「１．被告製品の構成」の構成ｃに、以下の構成を追加すべきである。

「温風は、ケース１１の前面のやや上方に設けられた整流板１０を備える吹出口からケース１１の外に吹き出される。」

（２）２項（本件特許発明と被告製品の構成との対比）について

構成要件Ａ、Ｂ、Ｄ及びＥについては、認める。

構成要件Ｃについて、被告製品において、板状断熱材７及びダクト８により形成されている通路は、バーナー６で燃焼された混合ガスと空気を混合させた温風を、送風ファン９により水平面に対し下向きケース外へ吹き出すものであり、バーナーで燃焼された混合ガスは「燃焼ガス」に相当し、板状断熱材７は「熱遮蔽板」に相当することは認めるが、被告製品が構成要件Ｃを充足するとの点は争う。

（３）３項（被告製品が本件特許発明の作用効果を奏すること）について

否認ないし争う。

（４）４項（小括）について

否認ないし争う。

６　請求の原因第６項（差止請求権等）は、争う。

７　請求の原因第７項（損害賠償請求権）については、争う。

８　請求の原因第８項（結語）は、争う。

第３　構成要件Ｃについて

１　構成要件Ｃの解釈

本件明細書（甲２）には、発明が解決しようとする問題点として、「熱遮蔽板７と整流板１０の間に温風が混合する空間を必要とするために、温風暖房機の奥行が長くなり」（甲２、段落【０００４】）との記載があることから、本件特許発明は、このような通路が長いタイプ、すなわち吹出口が足元近くの下方に設けられたタイプにおいて、バーナーを後方傾斜させることで、本来長くなる温風暖房機の奥行を長くする必要がなくなったという点に意義を有するものといえる。したがって、通路が短いタイプ、すなわち吹出口がやや上方に設けられたものは、そもそも奥行の長い温風暖房機になり得ないため、上記の問題点が発生しない。

また、本件明細書の発明の詳細な説明及び図面にも、吹出口が足元近くの下方に設けられたものしか記載されていない。

よって、構成要件Ｃの「温風を・・・下向きケース外へ吹き出す通路」は、「温風を・・・温風暖房機のケースの前面の下方に設けられた吹出口から、下向きケース外へ吹き出す通路」と解すべきである。

２　被告製品について

被告製品においては、温風は、ケース１１の前面のやや上方に設けられた吹出口からケース１１の外に吹き出されるものである。よって、被告製品は、吹出口がケースの前面の下方に設けられていることを要件とすると解される構成要件Ｃを充足しない。

第４　無効の抗弁

１　無効理由①（サポート要件（特許法３６条６項１号）違反）

特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲内のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものである。

本件特許発明は、本件明細書中の〔発明が解決しようとする問題点〕に記載されているとおり、「従来の温風暖房機は、温風をケース１１正面から下向きに吹き出させるために、カートリッジタンク１の前方に気化器５とバーナー６が設置されていると共に、熱遮蔽板７と整流板１０の間に温風が混合する空間を必要とするために、温風暖房機の奥行が長くなり、また奥行を短くすると気化器５の間口方向一側にカートリッジタンク１が配置されるために間口（幅）が広くなり、暖房機が大型化するという問題があった」という課題を解決し（甲２、段落【０００４】）、請求項１の構成を採用することにより、「奥行が短く小型な温風暖房機を簡単な構成で提供する」という効果を奏した発明である（甲２、段落【０００５】）。

しかしながら、請求項１は、「バーナーを垂直面に対し傾斜させた」（構成要件Ｄ）という限定がされているにすぎず、バーナーを垂直面に対し前向きに傾斜させた実施態様も、バーナーを垂直面に対し後向きに傾斜させた実施態様も、両方を含んでいる。

そうであるところ、本件明細書（甲２）の発明の詳細な説明及び図面を精査しても、実施例として説明されている実施態様は、バーナーを垂直面に対し後向きに傾斜させた実施態様のみであり、バーナーを垂直面に対し前向きに傾斜させた

場合に、当業者が上掲した従来の温風暖房機における課題を解決できると認識できる記載・示唆は無く、また、当業者が本件出願時の技術常識に照らして上記課題を解決できると認識できた事情も存しない以上、本件特許は、特許法３６条６項１号（サポート要件）違反の無効理由（同法１２３条１項４号）を有している。

したがって、特許法１０４条の３第１項に基づき、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができない。

２　無効理由②（進歩性欠如（特許法２９条２項違反））

（１）公知文献１（乙１）～従来技術である温風暖房機が記載されているパンフレット

公知文献１は、本件明細書（甲２）の第３図及び第４図において、従来技術として説明されている、従来の温風暖房機が記載されているパンフレットである。

公知文献１記載の発明は、以下に対比するとおり、「バーナーを垂直面に対し傾斜させたこと」（構成要件Ｄ）を除き、本件特許発明の構成要件Ａ、Ｂ、Ｃ及びＥを開示している。

…（省略）…。

（２）公知文献２（乙２）～特開昭５５－０００００公報

公知文献２は、発明の名称を「傾斜型ポット式燃焼装置」とする発明を記載しており、特許請求の範囲において、「有底筒形のバーナーを…傾斜して配置し…たことを特徴とする斜型ポット式燃焼装置」と記載されており、「バーナーを…傾斜して配置」する発明が開示されている。

そうであるところ、公知文献２は、発明の詳細な説明において「本発明の目的は、有底筒形のバーナーを傾斜させ…各種使用形態を幅広く適用し得る傾斜型ポット式燃焼装置を提供する」（乙２、２頁左上欄）、「本発明によれば…傾斜形のバーナーであるため燃焼筒、熱交換器等をたて長にも横長にも構成する

ことが可能となり、製品への適用範囲が拡がる。…これを温風暖房機に設けた場合は、温風の下吹き出しが可能となり商品性の向上が図れる」（３頁左上欄～右上欄）との記載があるから、バーナーを傾斜させることで、ポット式燃焼装置のレイアウトを適宜変更し得ること、これを温風暖房機に適用し得ることが示唆されている。

したがって、当業者であれば、公知文献１記載の発明に公知文献２記載の発明を適用することにより、公知文献１記載の温風暖房機の「バーナーを垂直面に対し傾斜させた」構成を容易に想到し得るから、本件特許は特許法２９条２項違反（進歩性欠如）の無効理由（同法１２３条１項２号）を有している。

したがって、特許法１０４条の３第１項に基づき、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができない。

以　上

添　付　書　類

（省略）

（別紙５）

原告代表者（甲島太郎）の言い分②＜答弁書受領後＞

被告株式会社丙川産業の答弁書を検討しましたので、御報告致します。

被告は、構成要件Ｃの充足性を争っています。被告製品における温風の出口は、本件明細書の図１と比較してやや上方に位置しておりますが、特許請求の範囲の文言と、発明の詳細な説明及び図面から、反論可能と考えます。

また、被告の無効の抗弁は、要するに、本件特許の請求項１は、「バーナーを垂直面に対し傾斜させた」という限定がされているが、バーナーを垂直面に対し前向きに傾斜させた実施態様も、バーナーを垂直面に対し後向きに傾斜させた実施態様も、両方を含んでいることから、①サポート要件違反（特許法３６条６項１号違反）及び②進歩性欠如（特許法２９条２項違反）の無効理由があり、特許法１０４条の３第１項に基づき、当社は、本件特許権を行使することができないという反論です。

確かに、①サポート要件違反につきましては、本件特許発明の課題は、本件明細書の〔発明が解決しようとする問題点〕に記載されているとおり、「従来の温風暖房機は、温風をケース１１正面から下向きに吹き出させるために、カートリッジタンク１の前方に気化器５とバーナー６が設置されていると共に、熱遮蔽板７と整流板１０の間に温風が混合する空間を必要とするために、温風暖房機の奥行が長くなり、また奥行を短くすると気化器５の間口方向一側にカートリッジタンク１が配置されるために間口（幅）が広くなり、暖房機が大型化するという問題があった」という課題を解決し、「奥行が短く小型な温風暖房機を簡単な構成で提供する」という効果を奏した発明ですから、バーナーを垂直面に対し前向きに傾斜させた実施態様によってこの課題を解決することはできませんので、被告の無効主張は一理あります。

また、②進歩性欠如につきましても、公知文献１として挙げられたパンフレットには従来技術である温風暖房機が記載されておりますところ、公知文献２として挙げられた特開昭５５－０００００公報には、バーナーを垂直面に対し傾斜させる技術思想が開示されていますし、後者の発明を前者の発明に適用することも当業者であれば容易想到であると思われますので、やはり、被告の無効主張は一理あります。

したがいまして、被告が主張する各無効理由を解消するために、請求項１の「上記バーナーを垂直面に対し傾斜させた」というクレーム文言を、「●●●（省略）●●●」と訂正する訂正審判請求をすることがよいと考えます。

なお、本件明細書は、特許請求の範囲の文言が補正された経緯がありますが、発明の詳細な説明及び図面は、願書に最初に添付した明細書と同一です。

訂正審判請求により、①サポート要件違反（特許法３６条６項１号違反）及び②

進歩性欠如（特許法２９条２項違反）の無効理由を何れも解消すると考えます。

以　上

（別紙６）

平成２８年（ワ）第〇〇〇〇〇号　特許権侵害差止等請求事件　　副本直送済

原　告　　甲島工業株式会社

被　告　　株式会社丙川産業

原告第１準備書面

平成２８年７月１日

東京地方裁判所民事第２９部　御中

原告訴訟代理人　弁護士　　甲　野　一　郎　印

原告訴訟代理人　弁理士　　乙　山　一　郎　印

原告は、本準備書面において、被告の答弁書に対し反論する。

第１　構成要件Ｃについて

被告は、答弁書において、被告製品は構成要件Ｃを充足しないとの主張をしているので、当該主張に対し、以下、反論する。

空欄３

第２　無効論について（訂正の再抗弁）

１　被告は、本件特許が、サポート要件違反（特許法３６条６項１号違反）及び進歩性欠如（特許法２９条２項違反）の無効理由を有し、特許法１０４条の３第１項に基づき、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができないと主張している。

２　しかしながら、以下に述べるとおり、被告が主張する各無効理由は、何れも訂正審判請求により訂正することにより解消するものであるから、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができる（訂正の再抗弁）。

訂正の再抗弁の要件事実について、東京地裁平成２２年６月２４日判決（平成２１年（ワ）第３５２７号）は、以下の①～④の４つを示した。この４要件は、一般的に、訂正の再抗弁の要件事実であると解されている。

「①当該請求項について訂正審判請求又は訂正請求をしたこと、

②　空欄４

③当該訂正により、当該請求項について無効の抗弁で主張された無効理由が解消すること、

④　空欄５　」

以下、３項において特許請求の範囲を訂正した内容を示すとともに、４項において、訂正の再抗弁の要件事実①～④を満たすことを述べる。

３　訂正後の特許請求の範囲（請求項１）

原告は、平成２８年６月３０日に、訴状第３．１に記載された【請求項１】を以下のとおり訂正する訂正審判請求をした（甲３）。

具体的に、【請求項１】中の訂正された構成要件Ｄのみを、以下に示す。

「上記バーナーを垂直面に対し傾斜させていること」（構成要件D）

⇒「 空欄６ 」（構成要件D’）

４　訂正の再抗弁の要件事実①～④を満たすこと

（１）訂正の再抗弁の要件事実①を満たすこと

原告は、上掲３項に示した訂正内容で、既に訂正審判請求をした（甲３）から、訂正の再抗弁の要件事実①を満たす。

（２）訂正の再抗弁の要件事実②を満たすこと

空欄７

（３）訂正の再抗弁の要件事実③を満たすこと

上掲３項に示した訂正後の本件特許発明は、被告が答弁書で主張するサポート要件違反（特許法３６条６項１号違反）及び進歩性欠如（特許法２９条２項違反）の無効理由を有しない。

具体的には、…**（省略）**…。

（４）訂正の再抗弁の要件事実④を満たすこと

訂正にかかる部分以外は、訴状記載のとおりである。

空欄８

５　小括

以上のとおりであるから、原告が請求した訂正審判請求（甲３）は、上述した訂正の再抗弁の４要件を満たしているから、被告が答弁書において主張した無効の抗弁は成り立たず、原告は、被告に対し、本件特許権を行使することができる。

以　上